

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 十 六 号

令和五年五月二十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 三ツ林裕巳君

理事 上野賢一郎君

理事 田畑 裕明君

理事 小川 淳也君

理事 池下 卓君

理事 畦元 将吾君

理事 柿沢 未途君

理事 川崎ひでと君

理事 小林 鷹之君

理事 新谷 正義君

理事 田村 憲久君

理事 土田 慎君

理事 堀内 詔子君

理事 松本 尚君

理事 吉田 真次君

理事 井坂 信彦君

理事 白石 洋一君

理事 野間 健君

理事 一谷勇一郎君

理事 吉田とも代君

理事 吉田久美子君

理事 宮本 徹君

理事 大岡 敏孝君

理事 高木 宏壽君

理事 中島 克仁君

理事 佐藤 英道君

理事 上田 英俊君

理事 勝目 康君

理事 小泉進次郎君

理事 塩崎 彰久君

理事 瀬戸 隆一君

理事 高階恵美子君

理事 橋本 岳君

委員の異動

五月二十四日

辞任

吉田 統彦君

早稲田ゆき君

同日

辞任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

早稲田ゆき君

吉田 統彦君

同日

補欠選任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

早稲田ゆき君

吉田 統彦君

同日

補欠選任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

早稲田ゆき君

吉田 統彦君

同日

補欠選任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

政府参考人

(観光庁審議官)

厚生労働委員会専門員

池光 崇君  
若本 義信君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百十回国会閣法第六号)

○三ツ林委員長 これより会議を開きます。

第二百十回国会、内閣提出、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症等への対応の中で、旅館業の施設における感染防止対策に係る課題が顕在化し、また、旅館業等の事業環境は厳しさを増しております。こうした情勢の変化に対応して、旅館業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図ることが必要です。

このため、旅館業の施設において適時に有効な感染防止対策等を講ずることができるようにするとともに、旅館業等の営業者が必要に応じて円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるようにすることを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、旅館業の営業者が新型コロナウイルス感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとします。

第二に、宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとします。

第三に、旅館業の営業者は、その施設における感染症の蔓延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととします。

第四に、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継に係る手続を整備します。最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○三ツ林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○三ツ林委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官佐々木昌弘君、観光庁審議官池光崇君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○三ツ林委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。勝目康君。

○勝目委員 おはようございます。自由民主党、京都一区の勝目康でございます。

令和五年五月二十四日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 三ツ林裕巳君

理事 上野賢一郎君

理事 田畑 裕明君

理事 小川 淳也君

理事 池下 卓君

理事 畦元 将吾君

理事 柿沢 未途君

理事 川崎ひでと君

理事 小林 鷹之君

理事 新谷 正義君

理事 田村 憲久君

理事 土田 慎君

理事 堀内 詔子君

理事 松本 尚君

理事 吉田 真次君

理事 井坂 信彦君

理事 白石 洋一君

理事 野間 健君

理事 一谷勇一郎君

理事 吉田とも代君

理事 吉田久美子君

理事 宮本 徹君

理事 大岡 敏孝君

理事 高木 宏壽君

理事 中島 克仁君

理事 佐藤 英道君

理事 上田 英俊君

理事 勝目 康君

理事 小泉進次郎君

理事 塩崎 彰久君

理事 瀬戸 隆一君

理事 高階恵美子君

理事 橋本 岳君

委員の異動

五月二十四日

辞任

吉田 統彦君

早稲田ゆき君

同日

辞任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

早稲田ゆき君

吉田 統彦君

同日

補欠選任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

早稲田ゆき君

吉田 統彦君

同日

補欠選任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

早稲田ゆき君

吉田 統彦君

同日

補欠選任

白石 洋一君

堤 かなめ君

同日

補欠選任

政府参考人

(観光庁審議官)

厚生労働委員会専門員

池光 崇君  
若本 義信君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第二百十回国会閣法第六号)

○三ツ林委員長 これより会議を開きます。

第二百十回国会、内閣提出、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症等への対応の中で、旅館業の施設における感染防止対策に係る課題が顕在化し、また、旅館業等の事業環境は厳しさを増しております。こうした情勢の変化に対応して、旅館業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図ることが必要です。

このため、旅館業の施設において適時に有効な感染防止対策等を講ずることができるようにするとともに、旅館業等の営業者が必要に応じて円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるようにすることを目的として、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、旅館業の営業者が新型コロナウイルス感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとします。

第二に、宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとします。

第三に、旅館業の営業者は、その施設における感染症の蔓延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととします。

第四に、生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継に係る手続を整備します。最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○三ツ林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○三ツ林委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官佐々木昌弘君、観光庁審議官池光崇君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○三ツ林委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。勝目康君。

○勝目委員 おはようございます。自由民主党、京都一区の勝目康でございます。

本日は、正式名称は随分長くて意味がばつと頭に入っていない法律でありますけれども、要するに、コロナ対応を踏まえた旅館業法等の一部を改正する法律案ということだと思えます。その審議に当たって質問の機会を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

早速質問に入りたいと思えますけれども、まず、法案そのものに対する質問の前に、今、旅館が置かれている現状を鑑みたときに、旅館に対する支援をどうしていくか、ここから始めないといけない、このように思っております。

私の地元京都は、御案内のとおり国際文化観光都市でございます。多くの旅館が長きにわたって営業をしております。新型コロナは、まさにこの京都の基幹産業の一つであります観光、そして観光を支える旅館業を直撃をいたしました。この三年余りの間、まさに需要の蒸発とも言える大変厳しい事業環境に置かれてきたわけでありました。もちろん、これは京都だけのことでありませんで、全国的に同様の事態になっていたんだ、このように考えております。

この間講じられてきました様々な支援策によって、事業と雇用の継続にこれは大きな役割を果たしてきていただいた、このように考えています。その結果、例えば旅館の倒産件数、これは、リーマン・ショック時よりもかなり抑え込まれていると承知をしております。

そして、去る五月八日、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の五類ということで位置づけられまして、人の流れもかなり戻ってきたところでありました。観光客も増えて、緊急的、特例的な支援措置も、順次、平常化に向けて方向転換をしております。今、そういう状況であると承知をしております。

ただ、ここで忘れてはいけないのは、コロナ期間中講じられてきました支援策の中で圧倒的に金額が大きいのは、いわゆるゼロゼロ融資だということでありました。これは実質的に、コロナ禍における営業損失に対するいわば埋め合わせ的な資金繰り支援だったわけですが、特例的に好条

件での借入れであったとはいえず、借金は借金であります。いわば、三年分の借金の蓄積が過剰債務問題として今旅館を営む事業者にのしかかっている、こういう状況にあります。この過剰債務問題を何とかしないと、経営の持続性が確保できない、さらには、将来に向けた攻めの投資もできない、こういう状況です。ひいては、日本の旅館業、観光産業全体の衰退を招いてしまう、このようなおそれがあると思っております。

そこで、まずは返済原資、これをどう確保するかというのが重要になりますけれども、旅館業は、コロナが去ってまた一難ということで、大変なまた別の課題に直面をしております。人手不足で、せっかく予約が入ってもその予約を取り切れない、収益機会を逸してしまっているということもありますし、物価高騰が収益を圧迫している、こういう状況にもございます。そういう中で、ポストコロナ、観光立国を再び目指していくに当たって不可欠なインフラであります旅館の持続性確保のため、まずは収益確保を強力に後押しすることが必要だと思っております。

人手不足への対応を含めて、旅館業に対するエールを込めて、観光庁としての支援策を伺いたいと思えます。

○池光政府参考人 お答えを申し上げます。コロナ禍によりまして、債務残高がコロナ前に比べ四割以上増大をし、人手不足の状況を示します。欠員率、こちら全産業に比べ相当高い水準となっております。

観光需要の回復が見られる中で、人手不足による供給制約等により収益確保に支障が生じないよう、収益性、生産性の向上に資する観光地一体となった宿泊施設等の高付加価値化、DXの推進、必要な人材の育成、確保に強力に取り組むことが不可欠であります。また、こうした取組の果実として、従業員の方々の待遇改善が図られ、担い手の確保につながっていくという好循環を目指していくことが重要と認識しております。

このため、観光地、観光産業の再生、高付加価値化事業といたしまして、昨年度の第二次補正予算において千五百億円を計上をいたしまして、全国各地で、宿泊施設の改修、地域全体の面的DX化への支援、また、観光DX推進といたしまして、地域内の宿泊施設等における予約や在庫等のデータの共有、また、こうしたデータを活用した、利活用によって新たな価値を生み出す等への取組支援、さらには、人材育成、確保のための支援といたしまして、観光人材を育成する教育プログラムを作成や、これの実践に向けた支援、こういったものに取り組んでいるところでございます。

引き続き、こういった支援も十分活用いたしまして、観光産業が持続可能で稼げる産業へと変革していくことを目指しまして、しっかりと取り組んでまいります。

○勝目委員 ありがとうございます。高付加価値化事業につきましては、かなり事業者の関心も高いと思います。今、一次募集の手続をされているところかと思えますけれども、全部はけない場合は、二次、三次に向けて伴走的に御支援、お支えをいただくということも大事になってくるかというふうに思います。そしてまた、人材の育成あるいは処遇の改善というところにも言及をいただきました。こうしたところ、総合的に取り組むことが大事だと思えます。

全国旅行支援も、今の予算が終わればこれで終了ということになっておるのかと思えますけれども、いきなり支援が終わってその後何もなしということになってしまうと、いわば支援の崖ができしてしまう。事業者としても、その後何もないのかというようなこと。あるいは、旅行需要そのものが一気に減退してしまう、こんなことも懸念されるわけでありまして、旅館業として旅行産業全体への支援というものに引き続きしっかりと取り組んでいただきたい、これは強く求めておきたいと思えます。

続いて、金融支援についてお伺いをいたします。

旅館業界におきましては、日頃おつき合いの深い政策公庫ですとか商工中金、これらの政府系金融機関によりまして資本性劣後ローンの活用促進など、更なる金融支援を求める声、これが強くございます。利率ですとか期間などの条件面での改善、あるいは金融機関としてのノウハウを生かした支援も含めまして、政府系金融機関としての対応方針、是非、政務官御自身、旅館に対する応援のお気持ちも含めまして、お伺いをしたいと思います。

○里見大臣政務官 御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、コロナの影響の長期化や物価の高騰に加えまして、今後コロナ融資の本格的な返済を迎えるなど、旅館業を含む中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にございます。事業再構築投資に必要な資金などについて、借入金を資本とみなすことで民間金融機関から新規融資を受けやすい環境を整備するため、資本性劣後ローンの活用を促進することは大変重要だと考えております。

コロナ対応としての政府系金融機関による資本性劣後ローンについては、通常のものよりも金利を大きく引き下げるとともに、融資期間の延長や融資限度額の引上げを行うなどの措置を取ってきたところでございます。本年三月には、経済産業大臣、財務大臣等から、官民金融機関に対し活用の促進を要請しているところでございます。

加えまして、日本公庫の資本性劣後ローンの活用促進に向けまして、令和三年四月から、税理士等の認定支援機関、これは全国で三万五千機関ございます。これらの支援を受けて事業計画を策定していれば、民間金融機関との協調融資がなくなるとも利用が可能となるよう措置をしたところでございます。この制度を一層周知するため、本年三月に公表いたしましたコロナ資金繰り支援継続プログラム、こちらにおいて認定支援機関との連携強化を盛り込んだところでございます。あわせて、制度の活用促進のため、官民の金融

機関や信用機関に対し、金融庁等と連携をして全国で説明会を開催し、周知広報を行っているところでございます。

なお、商工中金におきまして、令和三年に設置した宿泊業専門支援チーム、これが中心となりまして各地の旅館組合への支援も実施しているところでございまして、今月より、一般社団法人日本旅館協会と連携をし、業績回復や成長に取り組み宿泊事業者への経営サポート強化に向けた体制を構築しております。

引き続き、こうした取組を通じて、旅館業を含む中小企業をきめ細やかに支援をしてまいりたいと考えております。

○勝目委員 ありがとうございます。

もろもろ手を尽くしていただいております、この周知をよりしていただけて、より活用しやすく、そういう環境をつくっていただきたいと思えますし、また、商工中金さんの支援チーム、こういうノウハウ支援も含めたハンズオンの支援というのも非常に重要になってくると思えますので、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

旅館の過剰債務問題の解決がポストコロナの観光立国の帰趨を左右すると言っても過言ではないと私は思っております。観光立国というのはどういうことかという、これは、インバウンドも含めて観光を我が国の重要産業の一つとして育てていくんだ、こういうことだと思っております。旅館はそのインフラであります。金融秩序を踏まえつつではありますけれども、まさに、産業インフラを守って育てる、この思いで、現場に寄り添ったしつかりした対応をとことん追求していただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

里見政務官と池光審議官、御退席いただいて結構でございます。他委員会まで呼び立ていたしまして申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

○三ツ林委員長 里見政務官、また池光審議官は

退席して結構です。

○勝目委員 それでは、引き続きまして、本日の案件であります旅館業法等の改正についてお伺いをいたします。

この法案は、さきの臨時国会に提案をされました、それが継続審議となって、結果的には、新型コロナウイルス感染症が五類に変更になってからの審議入りということになりました。今回の記憶が鮮明なうちに、その教訓を生かして次なる感染症に備えるということ、そういう制度をつくって、さらに、旅館の営業者にとっても、宿泊者にとっても、また公共の福祉の観点からも、予見可能性を持って、極力混乱なく現場で運用されるものにしていくことが重要だ、このように考えております。そうした観点から何点かお伺いをしたいと思います。

まず、今回法案に盛り込まれる感染症に係る宿泊拒否事由の明確化についてでありますけれども、この規定が発動されるのは、特定感染症が国内で発生している期間に限るというふうにされています。

ただ、実際に宿泊者に対して、特定感染症患者に該当するかどうか、この報告の求めであるとか、あるいは感染防止対策に対する協力の求めを行って、正当な理由なく求めに応じない場合は宿泊拒否、こういう判断もしなければならぬ旅館にとつて、この仕組みを発動できるのは一体いつからなのか、あるいは、いつその期間は終わるのか、これが分かっていないと適切に制度が運用されない、こういうことになってしまいます。

新型コロナウイルス感染症のケースを例に取って御説明をいただきたいと思えますし、また、全ての旅館に対して始まりと終わりの情報がしつかり届く必要があると思えますけれども、どのような仕組みでこれを伝達されるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

特定感染症の国内発生期間につきましては、感染症法上の類型によつて、一類、二類、新型イン

フルエンザ等感染症などで多少異なりますので、委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症を、今回のケースを当てはめた場合の始期についてお答えしたいと思います。

まず、この感染症が発生した約三年前、その当時の規定と今と異なっており、一概には答えられません。新型コロナウイルス感染症が国内で発生した旨の公表は、令和二年一月十六日に行われました。また、指定感染症に指定され、入院等の規定が準用されたのは、二月一日でございました。同日時点で、症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速な蔓延のおそれがあるものと認められていたとすれば、今回のケースについては令和二年二月一日が始期に当たったものと考えられます。また、終期につきましては、新型コロナウイルス感染症が、その時点で新型コロナウイルス感染症になっていたものが、本年五月八日に五類感染症へ移行したことから、本年五月七日が終期に当たると考えられます。

続いて周知ですけれども、旅館業の営業者が感染防止対策への協力を要請できる期間については、特定感染症が国内で発生した際に、厚生労働省から、旅館業の営業者や、何より国民の皆さんに対して、ホームページや通知等によつて速やかに周知を行ってまいりたいと考えております。

○勝目委員 ありがとうございます。

中国武漢で確認されたのが二〇一九年十二月であったかと思えます。そして、国内では一月十六日に最初の確認ということでありまして、一日から二日、実際の指定感染症としての位置づけが与えられたのは二月一日なので、今回のケースでいうと二月一日からなる、こういうことですね。それまでの間いろいろな情報が飛び交うわけでありまして、けれども、実際に始まるのは、当然のことではあります。法律上の位置づけができたときからだと、このことではあります。事業者への周知の仕組みの構築を含めて、しつかりとお願いをしたいと思えます。

続きまして、条文上は必ずしも策定されることにはなっていないんですけども、ガイドラインについてお伺いをいたしたいと思います。伊佐副大臣に対する質問でございます。よろしくお願いをいたします。

感染防止対策と宿泊拒否に關しまして、旅館側としては、判断の基準となるような、根拠となるようなきめ細かな基準、これが必要だと思えますし、宿泊者側としても、予見可能性が高い方がこれはいいわけでありまして。

感染防止対策に關してはどういう内容にするのか、あるいは、求めに応じない場合の正当な理由というのはどういうものなのか、あるのかないのか、これが旅館側の任意の判断に委ねられるということでは、これは旅館側の要請にも利用者側の要請にも結局応えられないことになるんじゃないか、こんなことを懸念するところであります。

そしてまた、これは感染症対策ではありませぬけれども、営業者側にとつて過重な負担となる要求を繰り返したときも、これは宿泊拒否事由として追加をされました。いわゆるカスタマーハラスメント、権利の濫用というような行為を繰り返して行くような迷惑客につきましては、これはもう、お客様というのは神様ではありませんで、対等な契約関係の一方の当事者ということでもあります。これは、従業員肉体的、精神的な苦痛、あるいはほかの宿泊客への影響といったものを鑑みれば、宿泊拒否事由として追加される、これは当然必要なことかな、こう考えるところであります。

他方で、これも、旅館側の完全な任意に委ねられてしまうと、宿泊拒否が不当に広がってしまうんじゃないか、こういう心配、特別な配慮を要する障害をお持ちの方あるいは高齢の方から懸念が示されていますけれども、これは非常によく分かることでもあります。この点につきましても、国が一定のガイドラインを示すことが必要なんじゃないかな、こう考えるところであります。

感染防止対策といわゆる迷惑客対応、これら二

点のガイドラインについて、策定するのもしないのか、する場合、その法的な性質はどういうものになるのか、また、内容はどんなものになるのか、それぞれについてお答えいただきたいと思います。

○伊佐副大臣 まず、宿泊拒否の判断でございしますが、宿泊拒否事由に該当する場合を除き、宿泊を拒んでほらないということになっております。

今回の改正法案におきましては、営業者は、宿泊拒否事由に該当するかどうかを判断するに当たりまして、宿泊しようとする者の状況等に配慮するとともに、客観的な事実に基づいて慎重に検討することが求められるというふうを考えております。これを実現するために、本法案が成立した場合には、関係者による検討会で検討を行った上で、宿泊拒否等について適切に対処するためのガイドラインを策定することを考えております。

このガイドラインについてですが、これは法規たる性質を有するものではございません。ただ、旅館業法第五条に違反して不当な宿泊拒否を行った場合には罰則の対象とされていることなどを踏まえ、営業者に旅館業法を適切に運用していただくために重要なものになるというふうを考えております。

このガイドラインの内容でございしますが、現時点で考えられますのは、例えば、感染防止対策の内容としては、体温測定あるいは個室待機、手指消毒などが考えられますが、例えば、消毒用アルコールへのアレルギーがあつて手指消毒が困難である場合、こういう場合は宿泊を拒めない正当な理由に該当することでありませうか、あるいは、そのほかの正当な理由としましては、医療機関の逼迫や診療時間外によつて医師の診察を受けられない場合などが考えられます。

また、営業者は、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするといったことでありませうか、先ほど委員の言及のありました迷惑客の宿泊拒否対象となる

事例についても、宿泊者が従業員を長時間にわたつて拘束し、又は従業員に対する威圧的な言動や暴力行為をもつて苦情の申出を繰り返す行状などが該当すること、また、障害を理由として宿泊を拒むことはできない、こういった内容を盛り込むことを考えてございます。

○勝目委員 時間が参りました。

旅館の方にも、新たに宿泊拒否という、ある意味、必要に迫られてということでありませうけれども、ただ、その根拠になるような基準、そして、お客さんからしても、自分はそれの対象になるのかどうか、この予見可能性、そして、それは公共の必要があるのか、この三つの価値をしっかりと実現できるような現場実装につなげていただきたいというふうな思いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○三ツ林委員長 次に、古屋範子君。

○古屋範子委員 おはようございます。公明党の古屋範子でございます。

今日は、旅館業法等改正案について質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本法案の改正に向けての検討は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が問題となつて、感染防止や宿泊施設従業員の安全確保が重要な課題となつたことから始まつたというふうな認識をいたしてあります。

改正案は、宿泊拒否禁止の例外を緩和する、また、理不尽な苦情や要求をするカスタマーハラスメントへの対応も念頭に置いて、負担が過重な要求を客から繰り返された場合も例外に加えるなど、宿泊拒否を可能とする裁量を広げるものとなつております。

昨年の臨時国会でこの改正法案が提出をされましたけれども、継続審議となつております。初めに、本法案改正の背景と意義、早期成立の必要性についてお伺ひいたします。

また、本年五月八日以降、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に位置づけられました。元々

のタイトルが、新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案ということになつておりまして、本改正法案の提出時とは状況が異なつています。

二類から五類への変更が改正案に与える影響はないのか、この辺についてもお伺ひしたいと思ひます。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

旅館業の営業者は、旅館業法により、宿泊を拒んではならないとされており、拒むことができる事由は制限されております。これは、先ほど委員から御指摘いただいたとおりです。

現行法では、宿泊者が感染防止対策に協力しないことは、基本的に宿泊拒否事由に当たらないと解されております。

このようなか、新型コロナウイルス感染症の流行期に、旅館業の現場から、宿泊者に対して感染防止対策への実効的な協力要請を行うことができない、宿泊者や従業員の安全確保も含め、施設の適正な運営に支障を来したとの意見が寄せられたところでございます。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症は、本年五月八日から五類感染症へと位置づけが変更されており、そのため、本法案における特定感染症には該当しないものの、新型コロナウイルス感染症への対応において顕在化した課題を踏まえ、次なる感染症の発生に備えるため、旅館業の施設において適時に有効な感染防止対策を講ずることができるよう、環境を整備しておく必要があると考えております。

また、旅館、ホテルの関係団体や労働組合等から、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応も含めて本法案の早期成立が求められており、本法案による改正を早急に行つていただきたいというふうな考えております。

○古屋範子委員 今回の新型コロナウイルス感染症は五類に変更になつたというものの、これまで

の経験を踏まえた上で、次なる新たな感染症に備えて環境整備を図る法律案であるということを理解いたしました。

次に、本法案で特に注目されるのが、旅館業法第五条の見直しであります。

一部関係団体からは、現行法第五条の見直し法案に反対するという意見書が提出をされております。

現行法第五条第一号の伝染性の疾病を、感染症予防法上の二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症に改めることの範囲にとどめるべきであり、宿泊を拒否し得る場合の拡大については反対である。また、発熱等の感染症の症状を呈する者について法律上宿泊拒否を可能とすることは、感染症法上の理念や趣旨にそぐわない上、感染症の患者に対する差別的な意識を醸成し、社会的な偏見、差別を助長する危険性につながる。また、感染症患者への差別や偏見を助長する。差別的な宿泊拒否が横行するのではないかと。障害者等への宿泊拒否など差別的な扱いにつながるのではないかと懸念の声が出されているところであります。

これに対しまして、本改正案では、差別防止の徹底として、感染症の蔓延防止対策の適切な実施、高齢者、障害者等、特に配慮を必要とする宿泊者への適切なサービスの提供のため、従業員に対して必要な研修の機会を与える努力義務を課しているんですけども、果たしてこれで十分なのかどうか。

現在でも、障害者が一人で宿泊しようと訪れたら、あるいは盲導犬を伴つて訪れた際に、人手不足とか安全上の理由という曖昧な説明で宿泊を拒まれるケースがあります。

現場の誤つた判断で不当な宿泊拒否が行われないう、関係者の方々の懸念を払拭するため、更なる対応が必要だと考えます。

例えば、宿泊拒否等に関して適切に対応するためのガイドラインを関係者等の意見を聞きながら策定をしていく。さらに、宿泊を拒む場合は、こ

のガイドラインのつとつて客観的、的確に判断し、第五条のどれに該当するのか、その理由を丁寧に説明する。そして、拒否した際の記録をしていく、どんな事案が起きたのか検証する仕組みを構築すべきと考えます。

本来は拒否できない場合まで宿泊拒否が拡大することがないよう、これらの取組を徹底すべきと考えます。これについての厚労省の見解を伺います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

この法案をお認めいただいた場合は、先ほど伊佐副大臣から勝目委員にお答え申し上げたところですが、検討会を立ち上げてガイドラインをしっかりと策定し、周知しようと考えております。

具体的には、まず検討会ですけれども、旅館、ホテルの利用者、また旅館業の業務に関して専門的な知識経験を有する方、さらには感染症に関して専門的な知識を有する方、こういった方で構成される検討会で御検討いただいた上で、旅館業の営業者が感染防止対策への協力要請や宿泊拒否等について適切に対処するためのガイドラインを策定したいと考えております。

今度はガイドラインの方ですけれども、例えば、営業者は、宿泊しようとする者の状況等に配慮し、みだりに宿泊を拒むことがないようにすること。また、営業者は、宿泊を拒む場合には、旅館業法第五条に定める宿泊拒否事由に該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにすること。また、営業者は、宿泊を拒んだ場合には、都道府県から報告を求められる場合に備え、その理由等を記録すること。こういった内容を盛り込みたいと考えております。

加えて、本法案においては、旅館、ホテルの現場において適切なサービスが提供されるよう、従業員に対して必要な研修の機会を与えることを旅館業の営業者の努力義務とする規定を新たに設けることとしております。この研修においてもガイド

ラインの内容を周知していただくなど、ガイドラインを踏まえた適切な対応がなされるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 関係者、特に宿泊業の関係者、また感染症の専門家を入れた検討会を立ち上げてガイドラインを策定されるということをごい

まして、そのガイドラインにつきましては、現場で観光客に対応する従業員にまで徹底をしていただきたいと思えます。みだりに拒むことがないよう、何がみだりに拒むことなのか、この判断基準を客観的に適切に選択することができるよう、研修を行っていただきたいと思えます。

次に、今回規定された特定感染症だけではなく、平時においても、多くの感染症が発生して宿泊施設に持ち込まれてしまうという可能性があると思えます。通常の、例えば季節性インフルエンザ流行時、せき込む、明らかに体調が悪そうだなという宿泊客に対して、医療機関への受診やマスクの着用などを促すなど、普通に起こり得るケースについての対応について不安となったという感があります。

現行法第五条で想定していた伝染性の疾病、例えば、はしかとかノロウイルスのように集団発生が危惧される伝染病などの対応について、改正案ではどのような取扱いになるのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

現行の旅館業法の伝染性の疾病につきましては、厚生労働省が定める管理要領、具体的には旅館業における衛生等管理要領というものがございしますが、この中で、宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症と

の病気を示しております。これは、逆に言えば、伝染性の疾病の具体的な範囲につきましては、この病気、この病気という形では具体的に明確には定めてはおりません。

この法案においては、伝染性の疾病を特定感染症へと改正し、感染症の感染力や重篤性に鑑

み、対象となる感染症について、感染症法における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症のほか、指定感染症のうち入院等の規定が適用されるものとするを法律上で明記することとしております。

このため、感染症法において五類感染症に分類される例えばはしか、麻疹、またノロウイルスについては、改正後の特定感染症には該当しないことが明確になる、こういう法案の内容になっております。

○古屋(範)委員 なかなか、そうした専門的な疾病、感染症の分類というのは、現場で対応するときにも従業員の方々も迷うことがあるかと思えます。今、大変、観光の現場も人手不足で悩んでいるときかと思えますけれども、是非、先ほど申し上げた研修の場で、正しい知識、また、対応の仕方というものも徹底していただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

また、第五条の第四号につきまして、これまで五条を悪用、すなわち、法に触れない限り、どんな要求をしても追いつかれることはないんだと法律を悪用するクレイマーがいることが宿泊施設を悩ませていたと思えます。この項目の追加によって、クレイマー、また、カスタマーハラスメント対策として効果が期待できるのではないかとこのように思っています。

しかしながら、実際の運用は難しいという指摘もあるところがございます。一方、障害のある人の宿泊の機会を不当に制限することを容認するものだという意見も一方でございます。

先ほども述べました、盲導犬を伴って宿泊しようとする障害者の方、あるいは、電動車椅子の利用者が、対応が困難だということで宿泊を拒否された実例が多数あったという現状を考えますと、この規定の新設というものが、障害のある人たち、また介護の必要な高齢者、こういう方々が旅館、ホテルを利用する機会を制約することになってはいけないというふうに思っております。

この第五号第四号は、カスタマーハラスメント

対策として理解をしているところですが、こうした障害を持った方々などの不安の声を払拭するために、正しい解釈、運用について御説明をいただきたいと思えます。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、この法案における五条四号の規定につきましては、片方では、カスタマーハラスメント、いわゆるカスタマー対策は重要である。その一方で、この規定を根拠に宿泊拒否をされるのではないかと不安を拭拭することが大事です。これをいわば過剰に適用した場合は罰則規定も営業者にかかることから、これをきつちりと、この条文の考え方が理解される、これは国民の皆さんにとってもそうですし、営業者の方、従業員の方にも周知、分かることが大事だと考えております。その上で、お答えいたします。

本法案では、宿泊しようとする者が、実施に伴う負担が過重であったり他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときに宿泊を拒むことができることとしております。この規定に関して、旅館やホテルの現場で適切な運用がなされるのかとの御懸念を私どももこれまでいただいたところでございます。

この法案をお認めいただいた後に、先ほど申し上げたガイドラインを策定する際には、宿泊拒否の対象となる事例として、宿泊者が従業員を長時間にわたって拘束し、又は従業員に対する威圧的な言動や暴力行為をもって苦情の申出を繰り返している場合などの具体例を明記するとともに、旅館業の営業者は、障害者差別解消法等を遵守する必要がある、障害を理由として不当な差別的取扱いをしてはならないこと、障害を理由として宿泊を拒むことはできないこと等をこのガイドラインに盛り込むことを考えております。

また、さらに、この法案では、従業員に対する研修の機会の付与を旅館業の営業者の努力義務としてしております。先ほどもお答えしましたけれども、ガイドラインの内容等も含め、従業員に対す

る研修がしつかり行われる必要があるため、私どもとしては、旅館、ホテルの関係団体等にも御協力をいただきながら、例えば研修ツールを策定する、そういった形でこれが進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 法律にありますように、宿泊者の著しい要求、これが一体どういうものを指すのか、今後の検討されていきますガイドラインでそれを明確に定めて、不当な宿泊拒否が起こらないようにしていったきたいというふうに思っております。

三年間のコロナ禍の中で、観光業の方々も本当に経営に苦しんでいらつしやいました。なかなかその間、持ちこたえることができず、やむなく閉館というような旅館もありました。

私も、地元は神奈川県なんですが、箱根を始め、観光業は大変重要な産業の一つでございます。今、予約もようやく満杯になって、いよいよこれから景気回復へ反転攻勢をしていこうというときだと思っております。

その中で、こうした次なる感染症に備えて環境整備をしていくことは、大変重要だと考えております。ポストコロナ、これからいつ起こるか分からない感染症の危機に対して、宿泊する側も、またそれを受け入れていく宿泊施設の側も、共に安心して旅行が楽しめるような環境をつくっていくことが重要なんだろうというふうに思っております。

この改正案の早期成立を期していただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○三ツ林委員長 次回は、来る二十六日金曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十二分散会

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案  
新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案

(旅館業法の一部改正)  
第一条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条に次の一項を加える。

6 この法律で「特定感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第六条第二項に規定する一類感染症(第四条の二第二項第二号及び第二項第一号において単に「一類感染症」という。)
- 二 感染症法第六條第三項に規定する二類感染症(第四条の二第二項第二号及び第二項第一号において単に「二類感染症」という。)
- 三 感染症法第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(第四条の二第二項第二号及び第二項第二号において単に「新型インフルエンザ等感染症」という。)
- 四 感染症法第六條第八項に規定する指定感染症であつて、感染症法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九條若しくは第二十条又は第四十四條の三第二項の規定を準用するもの(第四條の二第二項第二号及び第二項第三号において単に「指定感染症」という。)
- 五 感染症法第六條第九項に規定する新感染症(第四條の二第二項第二号及び第二項第二号において単に「新感染症」という。)

第三条の四に次の一項を加える。

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第三条の四を第三条の五とし、第三条の三を第三条の四とする。

第三条の二第二項中「前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)」を「第三条第二項に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。))が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項(申請者に係る部分に限る。)及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「譲受人」と読み替えるものとする。

第四条の次に次の一条を加える。  
第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

- 一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力
- イ 当該者が次条第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事

項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。  
ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等(特定感染症新感染症を除く。)の患者、感染症法第八条(感染症法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者(以下「指定感染症患者」という。))が当該旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがあると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。次条第一号において同じ。

前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間(特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間)とする。

- 一 一類感染症及び二類感染症 感染症法第十六條第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、同項の規定により国内での発生がなくなつた旨の公表が行われるまでの間
- 二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

二 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

症 感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の十第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたときから、感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五十三条第一項の政令の廃止が行われるまでの間

三 指定感染症 感染症法第四十四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条若しくは第二十条又は第四十四条の三第二項の規定が準用されたときから、感染症法第四十四条の七第三項の規定による公表が行われ、又は当該感染症について感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて感染症法第十九条及び第二十条並びに第四十四条の三第二項の規定が準用されなくなるときまでの間

3 厚生労働大臣は、第一項第一号口及び第三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者並びに旅館業の業務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五号中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「伝染性の疾病にかつて」と明らかに認められるを「特定感染症の患者等である」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「とばく」を「賭博」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供

を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。

第五条第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項の規定による協力の求め(同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。)を受けた者が正当な理由なくこれに応じないとき。

第六条第一項中「職業」を「連絡先に改める。

(食品衛生法の一部改正)

第二条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は許可営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(理容師法の一部改正)

第三条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした理容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(興行場法の一部改正)

第四条 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「について」を「が当該興行場営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該興行場営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(公衆浴場法の一部改正)

第五条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「について」を「が当該浴場営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該浴場

業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第六条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について」に、「又は分割」を「若しくは分割」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(美容師法の一部改正)

第七条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「について」を「が当該食鳥処理の事業を譲渡し、又は食鳥処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該事業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の旅館業法(次条において「新旅館業法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新旅館業法第六条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旅館業(旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。以下この条において同じ。)の施設に宿泊(旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。)を開始した者について適用し、施行日前に旅館業の施設に宿泊した者(施行日以後も引き続き同一の旅館業の施設に宿泊している者を含む。)については、なお従前の例による。

(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の食品衛生法(以下この条において「新食品衛生法」という。)第五十六条(新食品衛生法第五十七条第二項(新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に食品衛生法第四条第七項に規定する営業(新食品衛生法第六十八条第三項に規定する場合を含む。)の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(理容師法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の理容師法第十一条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(興行場法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の興行場法第二条の二の規定は、施行日前に興行場法第一条第二項に規定する興行場営業の譲渡があつた場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の公衆浴場法第二条の二の規定は、施行日前に公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場営業の譲渡があつた場合における当該浴場営業を譲り受けた者について

業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第六条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について」に、「又は分割」を「若しくは分割」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(美容師法の一部改正)

第七条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「について」を「が当該食鳥処理の事業を譲渡し、又は食鳥処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該事業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の旅館業法(次条において「新旅館業法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第六条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について」に、「又は分割」を「若しくは分割」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(美容師法の一部改正)

第七条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「について」を「が当該食鳥処理の事業を譲渡し、又は食鳥処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該事業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の旅館業法(次条において「新旅館業法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(クリーニング業法の一部改正)

第六条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした営業者について」に、「又は分割」を「若しくは分割」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(美容師法の一部改正)

第七条 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は当該届出をした美容所の開設者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正)

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「について」を「が当該食鳥処理の事業を譲渡し、又は食鳥処理業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「相続人」を「当該事業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の旅館業法(次条において「新旅館業法」という。)の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

は、適用しない。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第六条の規定による改正後のクリーニング業法第五条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第七条の規定による改正後の美容師法第十二条の二の規定は、施行日前に営業の譲渡があつた場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第八条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第七条の規定は、施行日前に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業の譲渡があつた場合における当該事業を譲り受けた者については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理由

新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型コロナウイルス感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとし、当該求めに正

当な理由なく応じない場合に宿泊を拒むことができることとするほか、旅館業その他の生活衛生関係営業等の事業譲渡に係る手続の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。